

針木浄水場

構内交換設備

更新工事

図番	図面名称
E-01	特記仕様書 (1)
E-02	特記仕様書 (2)
E-03	付近見取図、全体平面図
E-04	構内交換設備系統図
E-05	管理本館地下2階平面図
E-06	管理本館地下1階平面図
E-07	管理本館1階平面図
E-08	管理本館2階平面図
E-09	管理本館3階平面図
E-10	凝集沈殿池管廊、総合配水池管廊 平面図
E-11	仁淀川系揚水所 地下8階、地下5階 平面図
E-12	仁淀川系揚水所 地下4階、地下2階 平面図
E-13	仁淀川系揚水所 地下1階、1階 平面図

針木浄水場構内交換設備更新工事 特記仕様書

I 工事概要

高知市針木北一丁目

2 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積		消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用意地域	備考
			主要用途				
管井本館	RC造	地上3階、地下2階					
凝灰岩注入設置機	RC造	地上1階、地下2階					
仁淀川系雨水井	RC造	地上1階、地下8階					

3 工事項目

- 屋内
 - 1 構内交換設備 一式
 - 2 撤去工事 一式
 - 3 既生材処理 一式
- 4 別契約関連工事
 - ・建築工事・電気設備工事・衛生設備工事・空調設備工事・植栽工事・外構工事・解体工事
- 5. 設成工期
 - ・完成期限の()日前 (令和 年 月 日)
- 6. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)
 - 機器の設置、データの設定及び試験調整後、立会検査まですべての機器を部分使用する。

II 設備工事仕様

1. 特記仕様
 - 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 - 2) 特記事項は、○印の付いたものと適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 - 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - 4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - 5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等

- 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁規制部監修の以下による。
- ※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版
- ※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版
- ※ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版
- ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版

給水外構工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。

3. 「週休2日制モデル工事」の実施について

- ・発注者指定型 ①受注者希望型 ②対象外(理由:工期や作業工程に制約がある工事)

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする。
実績にあたっては高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領(宮崎工事編)による。
高知市上下水道局技術監理課ホームページ (<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)

項目

特記事項

一般共通事項

- ① 官公署その他の手続き
工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅延なく行う。
手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については受注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3]

- ② 工事実績情報の登録
(賃貸金額500万円以上)
(受注、変更、完成時)
登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリング・テクリス登録等に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]

- ③ 書類の書式等
工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。
施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]

- ④ 総合工事表
原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工事表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]

- ⑤ 総合図
工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3) [1.2.3]

- ⑥ 施工図等の取扱い
施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。
施工図等の著作権に關する当該図物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。(1.2.3) [1.2.3]

- ⑦ 工事日誌
週ごとに工事の全般的な経過を記載した日誌を監督職員に提出する。
また、半月ごとに出来高を月初計画と共に記入し、月末には実施工量を添付する。
電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。(1.2.4) [1.2.4]

- ⑧ 工事写真
工事写真はし版とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) (1.2.4) [1.2.4]
撮影方法は、国土交通省大臣官房官庁規制部監修「建設工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。デジタル工事写真の小黒板撮影電子化の実施をする場合は、監督職員の承認を受ける。なお、実施については、国技連管第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板撮影電子化について」による。

- ⑨ 下請負者の報告
各下請負者については、下請負契約前に監督職員に報告する。(1.3.2) [1.3.2]

- ⑩ 電気保安技術者
適用する
施工日及び施工時間 ※ (1.3.3) [1.3.3] (1) (7)による。
工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所 仮置場 写真 ②監督職員と協議のうえ決定する。
その他の施工条件
③作業時間については、監督職員及び施設管理者と協議する。
④大きな騒音または振動を伴う作業については、監督職員及び施設管理者と協議のうえ、作業時間を指定する場合がある。
⑤施工については事前に現地の調査を要す。

- ⑪ 施工条件
交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備乗合(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備乗合の警備員を配置することとし、建設作業員等の他機種の者を從事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に對処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

- 配管人員の資格
①1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。
※ 交通誘導に關し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

- ⑫ 交通誘導警備員
交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備乗合(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備乗合の警備員を配置することとし、建設作業員等の他機種の者を從事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に對処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

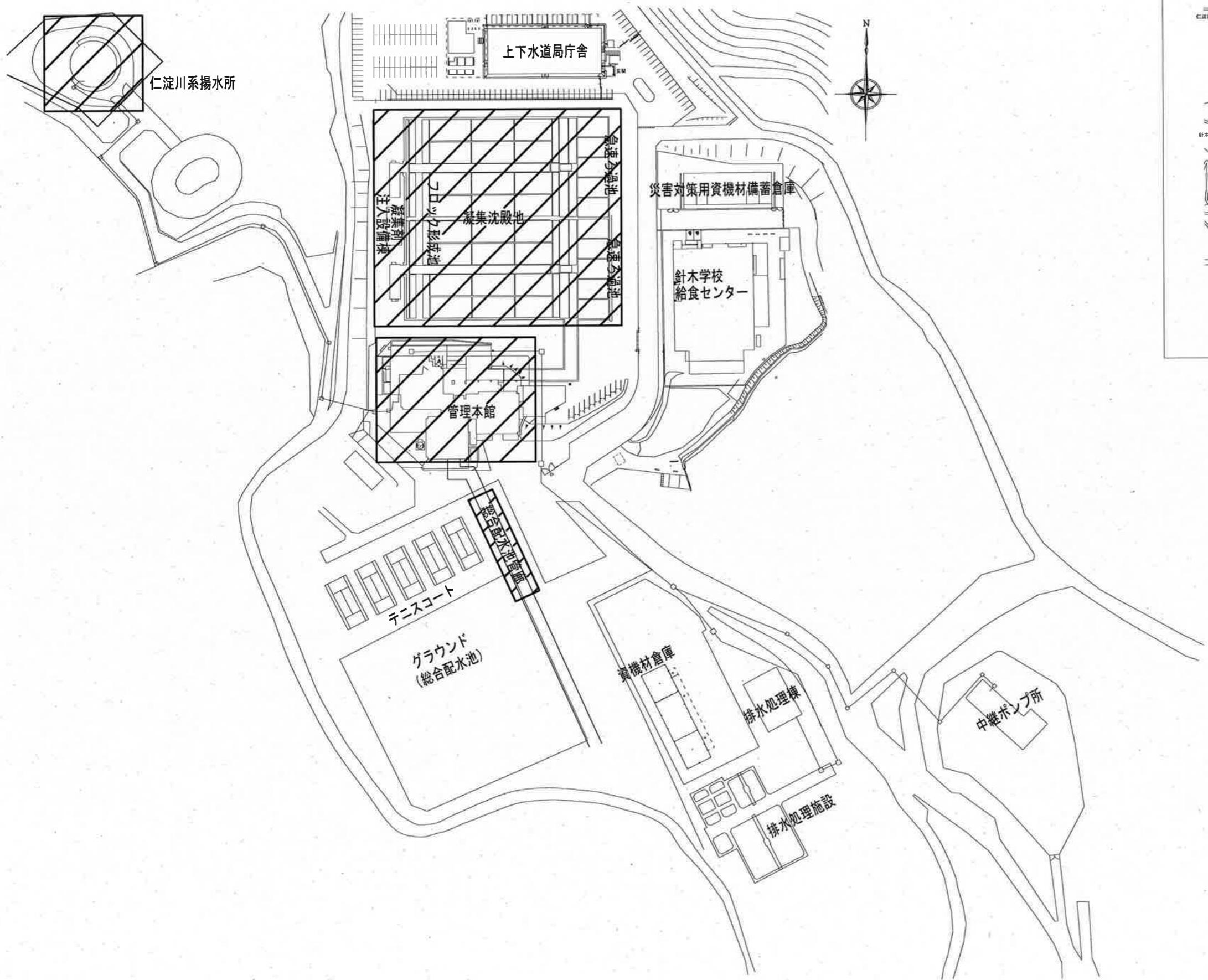
- 配管人員の資格
①1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。
※ 交通誘導に關し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

- ⑬ 総括安全衛生管理義務者の指名
なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認ができる資料を提出するものとする。
また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。

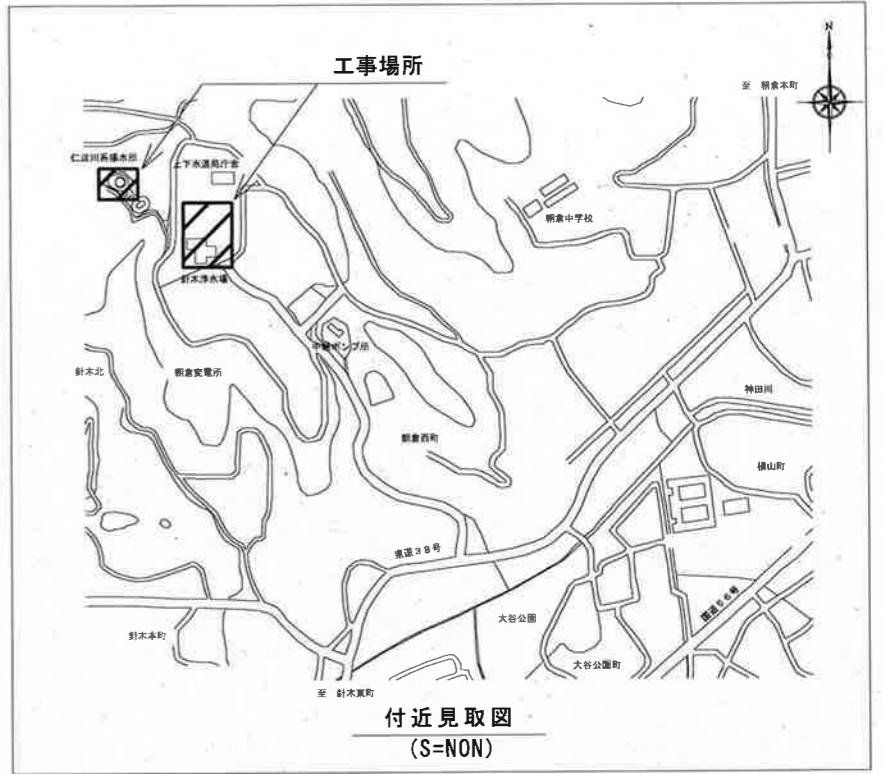
- ⑭ 労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]

項目	特記事項	項目	特記事項
⑯ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。	⑰ 完成時の提出物	公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製作(A4版) (完成図、官公署届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) b) 完成図2つ折り製作(A3版) c) CADデータ(面図1枚につき1ファイル) d) PDFデータ(全面図を1ファイル) e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) f) 工具類(鍛鉄蓋フック・利水弁ハンドル・掃除用ハンドル)
⑯ 法定外の労災保険	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならぬ。下請け業者まで被保険者に含んだ保険とし、保険期間は火災保険等と同等とする。ただし、工場製作のみを行っている期間は保険期間から除外ができる。	⑰ 建築物の利用に関する説明書	作成に当たっては、別契約の関連工事にかかる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書」の手引き及び作成例を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobu1/kiyuu_kentikubutiryou_tebiki.html)
⑯ 契約保証	※ 金銭的保証方式 ・ 有 ○ 無	⑰ 取扱説明	完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設監理者に別途提出する。なお、改修工事については既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えるものとする。
⑯ 前払支出し割合区分補正	⑰ 発生材の処理	作成に当たっては、別契約の関連工事にかかる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書」の手引き及び作成例を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobu1/kiyuu_kentikubutiryou_tebiki.html)	(1.7.3) [1.11.3]
⑯ 完成時の提出物	⑰ 建築物の利用に関する説明書	完成時の提出図書(建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設監理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設監理者との協議の上決定する。	(1.7.3) [1.11.3]
⑯ 建築物等の利用に関する説明書	⑰ 不當要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)の排除については次による。	a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に關して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協議して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者は、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。
⑯ 不當要求等への対応	⑰ 不正軽油の使用の禁止	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)の排除については次による。	a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。 不正軽油とは、地方税法第146条の32の規定による県知事の認可を受けないで製造又は譲渡された次のものいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油(重油、水素等) b) 受注者は、不正軽油の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。
⑯ 不正軽油の使用の禁止	⑰ 不正軽油の使用の禁止	工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	a) 受注者は、消防計画書及び実施書を提出する。 b) 構内既存の施設(用水) ○ 利用できる(※ 有機 ○ 無機) c) 構内既存の施設(電力) ○ 利用できる(※ 有機 ○ 無機) d) 構内既存の施設を利用し、無機の場合(a)~(c)による。 e) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 f) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 g) 工事用電源を既存建物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。
⑯ 不正軽油の使用の禁止	⑰ 不正軽油の使用の禁止	構内既存の施設(用水) ○ 利用できる(※ 有機 ○ 無機) 構内既存の施設(電力) ○ 利用できる(※ 有機 ○ 無機) 構内既存の施設を利用し、無機の場合(a)~(c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。	a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。
⑯ 不正軽油の使用の禁止	⑰ 不正軽油の使用の禁止	構内既存の施設(用水) ○ 利用できる(※ 有機 ○ 無機) 構内既存の施設(電力) ○ 利用できる(※ 有機 ○ 無機) 構内既存の施設を利用し、無機の場合(a)~(c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。	a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。
⑯ 不正軽油の使用の禁止	⑰ 不正軽油の使用の禁止	構内既存の施設(用水) ○ 利用できる(※ 有機 ○ 無機) 構内既存の施設(電力) ○ 利用できる(※ 有機 ○ 無機) 構内既存の施設を利用し、無機の場合(a)~(c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。	a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。
⑯ 不正軽油の使用の禁止	⑰ 不正軽油の使用の禁止	構内既存の施設(用水) ○ 利用できる(※ 有機 ○ 無機) 構内	

項目	特記事項		項目	特記事項		機器取付高																																																																																							
電気設備特記仕様			22 受変電設備	<p>・電力ヒューズ（現用の定格値）を予備用に同容量納入し、電気室等に保管する。 ※ 50G制御装置の外箱は原則としてステンレス製とする。 ※ 変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>測 点</th><th>取付高 (mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ機器収容箱</td><td>床上～中心</td><td>1,800</td></tr> <tr> <td>火報受信機（複合盤）</td><td>床上～操作部</td><td>800～1,500</td></tr> <tr> <td>副受信機</td><td>床上～中心</td><td>1,500</td></tr> <tr> <td>火報総合盤</td><td>床上～中心</td><td>800～1,500</td></tr> <tr> <td>ガス漏れ検知器（LPGガス）</td><td>床上～中心</td><td>300</td></tr> <tr> <td>ガス漏れ検知器（都市ガス）</td><td>天井面～中心</td><td>(天井面) -200</td></tr> </tbody> </table>		名 称	測 点	取付高 (mm)	テレビ機器収容箱	床上～中心	1,800	火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800～1,500	副受信機	床上～中心	1,500	火報総合盤	床上～中心	800～1,500	ガス漏れ検知器（LPGガス）	床上～中心	300	ガス漏れ検知器（都市ガス）	天井面～中心	(天井面) -200																																																																	
名 称	測 点	取付高 (mm)																																																																																											
テレビ機器収容箱	床上～中心	1,800																																																																																											
火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800～1,500																																																																																											
副受信機	床上～中心	1,500																																																																																											
火報総合盤	床上～中心	800～1,500																																																																																											
ガス漏れ検知器（LPGガス）	床上～中心	300																																																																																											
ガス漏れ検知器（都市ガス）	天井面～中心	(天井面) -200																																																																																											
1 機材	メーカーによる。		23 テレビ共同受信設備	<p>分歧器、分配器、直列ユニットはCS・BS・UHF共用形（デジタル放送対応品）とする。 電界強度の測定 要 不要 (a)受信レベル (b)ビット誤り率(BER) (c)変調誤差比(MER) (d)受信画質 ※ 测定内容に際しては、監督職員と協議すること。</p>		<small>備考</small> ※1 別途監督職員と協議すること。※2 天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。																																																																																							
2 他工事との取り合い	<p>はり貫通部のスリーブ ※ 本工事 別途工事 補 強 本工事 ※ 別途工事</p> <p>自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアチェック、フロアーハンジ ・本工事 ※ 別途工事</p>		24 横内埋設線路	<p>埋設深さ 一般敷地 600mm以上 錫装道路 600mm以上 公道 800mm以上 地中管路には、管下50mm、管上100mm程度保護砂を入れる。</p>		<small>メー カー リ スト</small> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機材名</th><th>メーカー名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線管類・同付器具</td><td>JISによる</td></tr> <tr> <td>電線管等</td><td>公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による</td></tr> <tr> <td>耐火・耐熱ケーブル</td><td>登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの</td></tr> <tr> <td>配線器具類</td><td>JISによる</td></tr> <tr> <td>非常用照明器具</td><td>公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による</td></tr> <tr> <td>誘導灯器具</td><td>登録認定機関の認定証票が貼付されたもの</td></tr> <tr> <td>照明器具</td><td>岩崎電気 東芝ライテック パナソニック 三菱電機照明 遠藤照明 コイド電工</td></tr> <tr> <td>高压交流遮断器</td><td>東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳</td></tr> <tr> <td>愛知電機工作所(※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの)</td><td></td></tr> <tr> <td>配線用途遮断器</td><td>JISC8201-2-1による</td></tr> <tr> <td>漏電遮断器</td><td>JISC8201-2-2による</td></tr> <tr> <td>高压吸込ヒューズ</td><td>エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所</td></tr> <tr> <td>高压負荷開閉器</td><td>上記5社のほか 大垣電機 戸上電機製作所</td></tr> <tr> <td>電磁開閉器類</td><td>JISC8201 JEM103による</td></tr> <tr> <td>高压遮相コンデンサ</td><td>指月電機製作所 東芝 日新電機 ニチコン パナソニック 三菱電機</td></tr> <tr> <td>利昌工業(※モールドコンデンサに限る)</td><td></td></tr> <tr> <td>低圧遮相コンデンサ</td><td>JISによる</td></tr> <tr> <td>高压用変圧器</td><td>愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機</td></tr> <tr> <td>耐震用変圧器</td><td>明電舎 利昌工業(※モールド変圧器に限る)</td></tr> <tr> <td>自家発電装置</td><td>日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの</td></tr> <tr> <td>蓄電池設備</td><td>防災電源用は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの</td></tr> <tr> <td>整流装置</td><td>レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気</td></tr> <tr> <td>認定品目等で指定されているものは除く</td><td></td></tr> <tr> <td>交流無停電電源装置</td><td>京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気精器 日立製作所</td></tr> <tr> <td>容量200kVA以下蓄電池を除く</td><td>富士電機 古河電池 パナソニック 三菱電機 明電舎 GSユアサ</td></tr> <tr> <td>一般放送装置(消防用以外)</td><td>T.O.A. JVCKENWOOD パナソニック</td></tr> <tr> <td>電気時計</td><td>シチズン T.I.C セイコータイムクリエーション パナソニック</td></tr> <tr> <td>自動開閉装置</td><td>運動開閉・装置等自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの</td></tr> <tr> <td>非常放送装置</td><td>登録認定機関の認定証票が貼付されたもの</td></tr> <tr> <td>非常警報装置(非常ベル)</td><td>登録認定機関の認定証票が貼付されたもの</td></tr> <tr> <td>火災報知装置</td><td>登録検定機関の検定合格証票が貼付されたもの</td></tr> <tr> <td>テレビ共聴器</td><td>D.Xアンテナ 東芝ライテック パナソニック マスプロ電工 HYSエンジニアリングサービス</td></tr> <tr> <td>避雷針</td><td>大阪避雷針工業 NIPエンジニアリング 東京避雷針工業</td></tr> <tr> <td>インターホン・ナースコール</td><td>アイホン ケアコム パナソニック 東芝ライテック</td></tr> <tr> <td>電話交換装置</td><td>登録認定機関の適合マーク、技術基準適合自己確認マークが貼付されたもの</td></tr> <tr> <td>ホーム分電盤</td><td>パナソニック 東芝ライテック 日東工業 テンパール工業 河村電器産業 内外電機</td></tr> <tr> <td>盤類</td><td>イトウテック 共栄電機工業 光電設</td></tr> <tr> <td>舞台照明装置</td><td>松村電機製作所 東芝ライテック パナソニック 丸茂電機</td></tr> <tr> <td>音響・映像装置</td><td>パナソニック T.O.A ソニー ヤマハ バイオニア JVCKENWOOD 三菱電機</td></tr> <tr> <td>中央監視制御装置</td><td>azbil パナソニック 東芝 富士通 日立製作所 富士電機 明電舎</td></tr> <tr> <td>昇降機設備</td><td>日立製作所 東芝エレベータ 日本オーチス・エレベーター フジテック 日本エレベータ 三菱電機</td></tr> <tr> <td>太陽光発電システム</td><td>パナソニック 京セラ 東芝 三菱電機 GSユアサ シヤープ 明電舎</td></tr> </tbody> </table>		機材名	メーカー名	電線管類・同付器具	JISによる	電線管等	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による	耐火・耐熱ケーブル	登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの	配線器具類	JISによる	非常用照明器具	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による	誘導灯器具	登録認定機関の認定証票が貼付されたもの	照明器具	岩崎電気 東芝ライテック パナソニック 三菱電機照明 遠藤照明 コイド電工	高压交流遮断器	東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳	愛知電機工作所(※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの)		配線用途遮断器	JISC8201-2-1による	漏電遮断器	JISC8201-2-2による	高压吸込ヒューズ	エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所	高压負荷開閉器	上記5社のほか 大垣電機 戸上電機製作所	電磁開閉器類	JISC8201 JEM103による	高压遮相コンデンサ	指月電機製作所 東芝 日新電機 ニチコン パナソニック 三菱電機	利昌工業(※モールドコンデンサに限る)		低圧遮相コンデンサ	JISによる	高压用変圧器	愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機	耐震用変圧器	明電舎 利昌工業(※モールド変圧器に限る)	自家発電装置	日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの	蓄電池設備	防災電源用は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの	整流装置	レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気	認定品目等で指定されているものは除く		交流無停電電源装置	京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気精器 日立製作所	容量200kVA以下蓄電池を除く	富士電機 古河電池 パナソニック 三菱電機 明電舎 GSユアサ	一般放送装置(消防用以外)	T.O.A. JVCKENWOOD パナソニック	電気時計	シチズン T.I.C セイコータイムクリエーション パナソニック	自動開閉装置	運動開閉・装置等自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの	非常放送装置	登録認定機関の認定証票が貼付されたもの	非常警報装置(非常ベル)	登録認定機関の認定証票が貼付されたもの	火災報知装置	登録検定機関の検定合格証票が貼付されたもの	テレビ共聴器	D.Xアンテナ 東芝ライテック パナソニック マスプロ電工 HYSエンジニアリングサービス	避雷針	大阪避雷針工業 NIPエンジニアリング 東京避雷針工業	インターホン・ナースコール	アイホン ケアコム パナソニック 東芝ライテック	電話交換装置	登録認定機関の適合マーク、技術基準適合自己確認マークが貼付されたもの	ホーム分電盤	パナソニック 東芝ライテック 日東工業 テンパール工業 河村電器産業 内外電機	盤類	イトウテック 共栄電機工業 光電設	舞台照明装置	松村電機製作所 東芝ライテック パナソニック 丸茂電機	音響・映像装置	パナソニック T.O.A ソニー ヤマハ バイオニア JVCKENWOOD 三菱電機	中央監視制御装置	azbil パナソニック 東芝 富士通 日立製作所 富士電機 明電舎	昇降機設備	日立製作所 東芝エレベータ 日本オーチス・エレベーター フジテック 日本エレベータ 三菱電機	太陽光発電システム	パナソニック 京セラ 東芝 三菱電機 GSユアサ シヤープ 明電舎
機材名	メーカー名																																																																																												
電線管類・同付器具	JISによる																																																																																												
電線管等	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による																																																																																												
耐火・耐熱ケーブル	登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの																																																																																												
配線器具類	JISによる																																																																																												
非常用照明器具	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による																																																																																												
誘導灯器具	登録認定機関の認定証票が貼付されたもの																																																																																												
照明器具	岩崎電気 東芝ライテック パナソニック 三菱電機照明 遠藤照明 コイド電工																																																																																												
高压交流遮断器	東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳																																																																																												
愛知電機工作所(※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの)																																																																																													
配線用途遮断器	JISC8201-2-1による																																																																																												
漏電遮断器	JISC8201-2-2による																																																																																												
高压吸込ヒューズ	エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所																																																																																												
高压負荷開閉器	上記5社のほか 大垣電機 戸上電機製作所																																																																																												
電磁開閉器類	JISC8201 JEM103による																																																																																												
高压遮相コンデンサ	指月電機製作所 東芝 日新電機 ニチコン パナソニック 三菱電機																																																																																												
利昌工業(※モールドコンデンサに限る)																																																																																													
低圧遮相コンデンサ	JISによる																																																																																												
高压用変圧器	愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機																																																																																												
耐震用変圧器	明電舎 利昌工業(※モールド変圧器に限る)																																																																																												
自家発電装置	日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの																																																																																												
蓄電池設備	防災電源用は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの																																																																																												
整流装置	レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気																																																																																												
認定品目等で指定されているものは除く																																																																																													
交流無停電電源装置	京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気精器 日立製作所																																																																																												
容量200kVA以下蓄電池を除く	富士電機 古河電池 パナソニック 三菱電機 明電舎 GSユアサ																																																																																												
一般放送装置(消防用以外)	T.O.A. JVCKENWOOD パナソニック																																																																																												
電気時計	シチズン T.I.C セイコータイムクリエーション パナソニック																																																																																												
自動開閉装置	運動開閉・装置等自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの																																																																																												
非常放送装置	登録認定機関の認定証票が貼付されたもの																																																																																												
非常警報装置(非常ベル)	登録認定機関の認定証票が貼付されたもの																																																																																												
火災報知装置	登録検定機関の検定合格証票が貼付されたもの																																																																																												
テレビ共聴器	D.Xアンテナ 東芝ライテック パナソニック マスプロ電工 HYSエンジニアリングサービス																																																																																												
避雷針	大阪避雷針工業 NIPエンジニアリング 東京避雷針工業																																																																																												
インターホン・ナースコール	アイホン ケアコム パナソニック 東芝ライテック																																																																																												
電話交換装置	登録認定機関の適合マーク、技術基準適合自己確認マークが貼付されたもの																																																																																												
ホーム分電盤	パナソニック 東芝ライテック 日東工業 テンパール工業 河村電器産業 内外電機																																																																																												
盤類	イトウテック 共栄電機工業 光電設																																																																																												
舞台照明装置	松村電機製作所 東芝ライテック パナソニック 丸茂電機																																																																																												
音響・映像装置	パナソニック T.O.A ソニー ヤマハ バイオニア JVCKENWOOD 三菱電機																																																																																												
中央監視制御装置	azbil パナソニック 東芝 富士通 日立製作所 富士電機 明電舎																																																																																												
昇降機設備	日立製作所 東芝エレベータ 日本オーチス・エレベーター フジテック 日本エレベータ 三菱電機																																																																																												
太陽光発電システム	パナソニック 京セラ 東芝 三菱電機 GSユアサ シヤープ 明電舎																																																																																												
3 電線類	<p>EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル(FP)及び耐熱ケーブル(HP)はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。</p>		25 ハンドホール																																																																																										
4 電線管	<p>屋外露出配管 鋼管を使用する場合 ※溶融亜鉛めっき プライマ処理後指定色塗装(2回塗り) ビニール電線管を使用する場合 ※カラー管を使用する PF管は単層管(タイプ-25)とする。</p>		26 耐震施工	<p>設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」及び建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)」による。局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により、選定する。なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。</p>																																																																																									
5 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。		27 特定天井への対応	<p>局部分類による建築設備機器(水槽を除く)の設計用標準水平震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震クラス</td><td>S</td><td>A</td><td>B</td><td></td></tr> <tr> <td>上層階 屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr> <tr> <td>中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr> <tr> <td>1階及び地下階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr> </tbody> </table>		設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	耐震クラス	S	A	B		上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																							
設置場所	耐震安全性の分類																																																																																												
	特定の施設		一般の施設																																																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																									
耐震クラス	S	A	B																																																																																										
上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																																																									
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																																																									
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																																																									
6 フラッシュプレート材質	・樹脂製 新金属 ステンレス		28 風圧力	<p>備考 ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <p>太陽光発電(太陽光電池アレイ)用基礎の強度計算に用いる用途係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th><th colspan="2">特定の施設 (極めて重要な太陽光発電システム)</th><th colspan="2">一般の施設 (通常の太陽光発電システム)</th></tr> <tr> <th>用途係数</th><th>1.32</th><th>重要機器</th><th>1.0</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		用途	特定の施設 (極めて重要な太陽光発電システム)		一般の施設 (通常の太陽光発電システム)		用途係数	1.32	重要機器	1.0	備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。																																																																														
用途	特定の施設 (極めて重要な太陽光発電システム)		一般の施設 (通常の太陽光発電システム)																																																																																										
	用途係数	1.32	重要機器	1.0																																																																																									
備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。																																																																																													
7 カバーブレート	用途別表示としてシール等を貼付する。		29																																																																																										
8 接地極	※下記による。なお接地棒Eの長さは1,500mmとする。		30																																																																																										
9 埋設表示	<p>雷保護設備用及び共同接地極の表示 黄銅板製 ステンレス製</p> <p>上記以外の接地極及び地中配線の表示 800×300のコンクリート杭又は、プラスチック杭に方向種別を彫り込んだもの。ただし、鍛造された場所は鉄製ピンとする。</p>		31																																																																																										
10 再使用機器	地中配線には電圧、線路長に關係なく標識シート(ダブル)を管頭と地表面の中間に設ける。		32																																																																																										
11 絶縁抵抗等の測定	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の上、取付のこと。		33																																																																																										
12 補修など	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。		34																																																																																										
13 屋上・屋根の支持金物	原則としてステンレス製とする。(装柱金物は除く)		35																																																																																										
14 絶露防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込ボックス等には、断熱材等を取り付ける。		36																																																																																										
15 はつり	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。		37																																																																																										
16 あと施工アンカー	あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。		38																																																																																										
17 配線器具	<p>タンブ拉斯イッチは大角型連用形(ネーム入)とする。 壁付コンセントは原則として大角型連用形とし、連用形以外はプラグ付とする。 単相200V、電気回路等のコンセントは、プレートに電圧・電源等の表示を行う。 印出ボタンは点字付とする。</p>		39																																																																																										
18 照明器具等の接地	接地線は原則としてIE 1.6mm以上(緑色)とする。また、ケーブルの一芯を使用する場合は、緑色の芯線とする。		40																																																																																										
19 照明器具用位置ボックス	ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。 ケーブル配線で照明器具が送り離す付のもの(定格電流15A以上)及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。		41																																																																																										
20 非常用照明の照度測定	各部屋2箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。		42																																																																																										
21 一般照明の照度測定等	照明全数において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定 (100%点灯時 (※夜間 星間)) 曙光率 (調光制御点灯時 (※夜間 ※星間))		43																																																																																										
			44																																																																																										
			45																																																																																										
			46																																																																																										
			47																																																																																										
			48																																																																																										
			49																																																																																										
			50																																																																																										
			51																																																																																										
			52																																																																																										
			53																																																																																										
			54																																																																																										
			55																																																																																										
			56																																																																																										
			57																																																																																										
			58																																																																																										
			59																																																																																										
			60																																																																																										
			61																																																																																										
			62</td																																																																																										



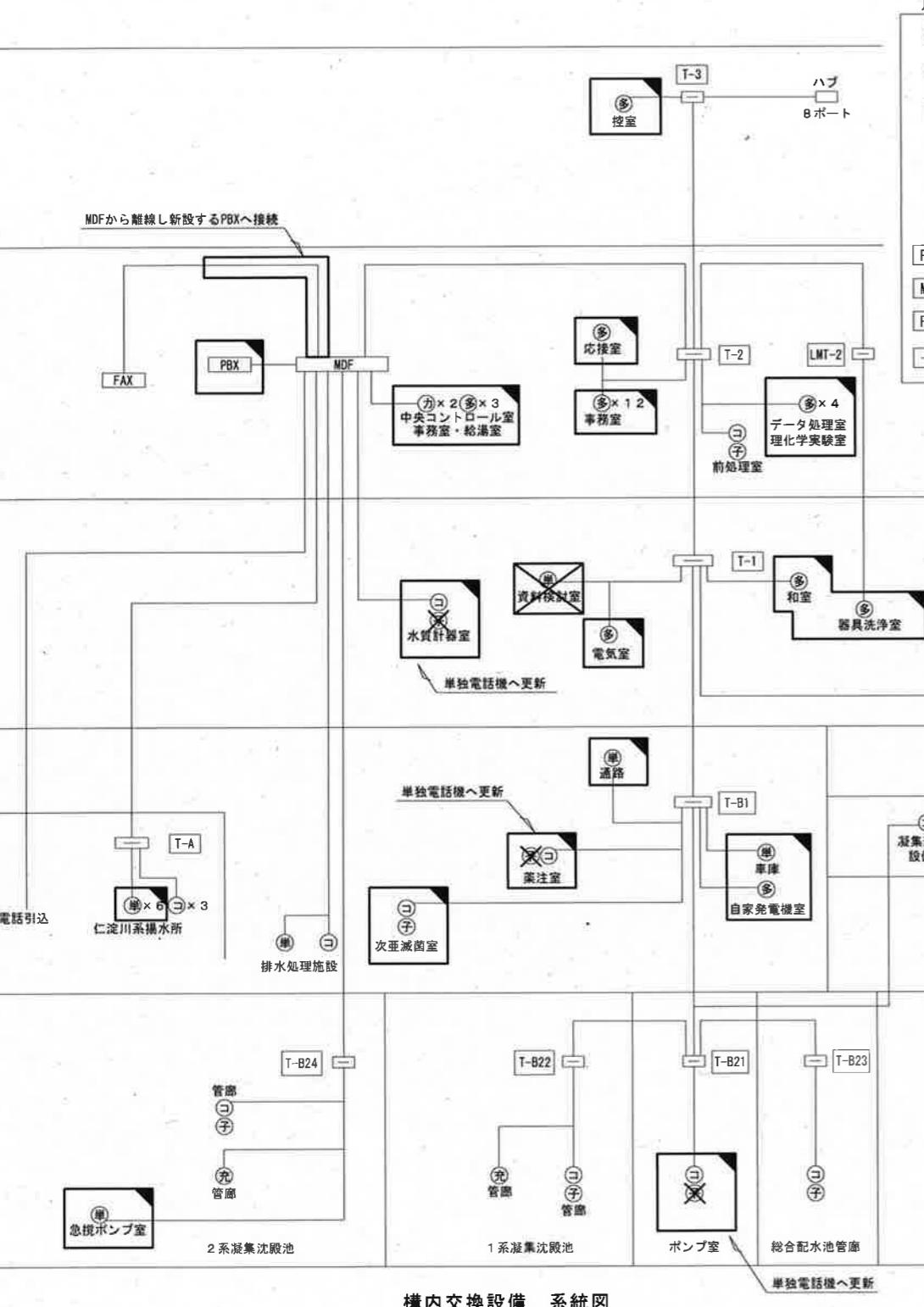
全体平面図
(S=1/2000)



注記

- は、今回工事場所を示す。
- その他は、既設を示す。

課長	課長補佐	係長	調査	設計
伊賀	武内	岩佐	山本	田辺
令和6年度				
針木浄水場構内交換設備更新工事				E-03
図番				
縮尺	NON			
	1/2000			
付近見取図、全体平面図				
高知市上下水道局浄水課				



構内交換設備 系統図

凡例	
(多)	多機能電話機
(カ)	カールコードレス電話機
(コ)	一般コードレス電話機（親機）
(子)	一般コードレス電話機（子機）
(充)	一般コードレス電話機（充電台親機）
(単)	単独電話機
PBX	電話主装置
MDF	主配線盤
FAX	複合機
—	端子盤

機器仕様（施工後）

PBX 電話主装置 (新設)		
・一般仕様	NTT西日本のIP電話サービス（ひかり電話オフィスA）をゲートウェイ無しで直取可能であること。増設時はユニットなどの追加により容易に行えること。	
機器の構成は、主装置+増設架+バッテリキャビネットの段階とすること。	電話主装置の更新に伴い電話回線をひかり電話オフィスAへ変更する手続きを行うこと。	
なお、ひかり電話へ移行する初期工事の費用は発注者の負担とする。		
・交換方式	制御方式：蓄積プログラム制御方式 処理方式：分散制御方式 通話方式：時分割交換方式	
・番号計画	内線番号：4桁まで 1~4桁混在可 局線発信：発信ボタン 局線応答：応答ボタンまたはオフフック応答	
・使用電源	AC 100V±10V(50/60Hz)	
・トラッピング条件	7.0HCS	
・線路条件	多機能電話機 40Ω 一般電話機 400Ω	
・構造	キャビネット方式	
・環境条件	周囲温度 0°C ~ 40°C 相対湿度 20% ~ 80% (ただし結露しないこと)	
・停電対応	3時間停電補償	
・サービス機能	内線代表 不在可変転送 代理応答 外線自動選局 外線自動応答 保留転送 保留音送出 システム短縮登録 個別短縮登録 自己保留 パーク保留 着信音識別 ハウラー音送出 発信者番号通知 再ダイヤル ナンバーディスプレイ 発着信履歴 昼・夜間モード切替 グループ着信 テナント分け ダイヤルイン ひかり電話対応 サービスクラス ひかり電話オフィスタイプ対応VoIPパッケージ 通話録音 (500時間以上)	
・回線別使用数	回線種別 使用回線数 実装回線数 備考	
外線	光電話 6ch 16ch アナログ局線 2回線 2回線 災害時優先 アナログ専用線(LD) 1回線 2回線 針木浄水場-旭浄水場間 アナログ内線 40回線 48回線 内線	デジタル内線 27回線 32回線

機器構成

種類	施工後数量	更新数量	備考
単独電話機	13	12	
多機能電話機	25	25	
一般コードレス電話機	13	1	親機1台に付き子機1台
カールコードレス電話機	2	2	
FAX(複合機)	1	0	

電話機（新設）

(単) 単独電話機		(コ) 一般コードレス電話機	
機能ボタン	転送/保留 壁掛け	表示 機能ボタン 電話帳 着信履歴 壁掛け 子機	液晶ディスプレイ 機能ボタン 保留/スピーカ/再ダイヤル 有り 有り 平面図による 1台
表示	平面図による		
機能ボタン			
着信ランプ			
発着信履歴			

(カ) カールコードレス電話機		(多) 多機能電話機	
方式	デジタル フリーアイシン翻訳 表示 機能ボタン 着信ランプ 発着信履歴	デジタル 24ボタン以上 漢字(全角16文字以上) 保留/スピーカ/再ダイヤル/短縮 有り 有り 平面図による	
表示	平面図による		
機能ボタン			
着信ランプ			
発着信履歴			

機器仕様（施工前）

PBX 既設電話主装置 (撤去)			
・主な仕様	ポート数 152		
・交換方式	制御方式：蓄積プログラム方式 処理方式：分散制御方式 通話方式：時分割PCM方式 RTP: G.711, G.729a 局線応答方式：ダイヤルイン方式、ダイレクトインライン方式 分散応答方式、個別着信方式 ダイレクトインダイヤル方式、分散テナント方式 中継台方式ISDN着サブアドレス		
・使用電源	AC 100V±10V(50/60Hz)		
・トラッピング条件	5.4HCS		
・配線方式	デジタル多機能電話機：スター1対 アナログボタン電話機：スター2対		
・構造	据え置き自立型		
・環境条件	周囲温度 0°C ~ 40°C 相対湿度 20% ~ 80% (ただし結露しないこと)		
・停電対応	3時間停電補償		
・サービス機能	内線相互接続 内線代表呼出 不在・無応答転送 外線転送 自己保留 保留音送出 パーク保留 着信音識別 通話録音 運用モード切替 固定短縮ダイヤル 発信者番号通知 再ダイヤル ナンバーディスプレイ 発着信履歴 夜間切替 グループ着信 LD専用線パッケージ 多機能内線パッケージ アナログ内線パッケージ		
・回線別使用数	回線種別 使用回線数 実装回線数 備考		
外線	ISDN回線 2回線 合計8回線 アナログ局線 2回線 災害時優先 アナログ専用線(LD) 1回線 2回線 針木浄水場-旭浄水場間 アナログ内線 39回線 48回線 内線	デジタル内線 27回線 32回線	
機器	種類 施工前数量 撤去数量 備考		
単独電話機	11	10	デザインテレホン VE-F03
多機能電話機	25	25	12キー漢字表示付電話機 VB-E411K-KS
一般コードレス電話機	16	4	VE-CV03
カールコードレス電話機	2	2	12キーカールコードレス電話機 VB-E411DC
FAX(複合機)	1	0	キヤノン Image Runner 4945F

注記

- は、今回工事（更新）を示す。
- は、今回工事（撤去）を示す。

参考図

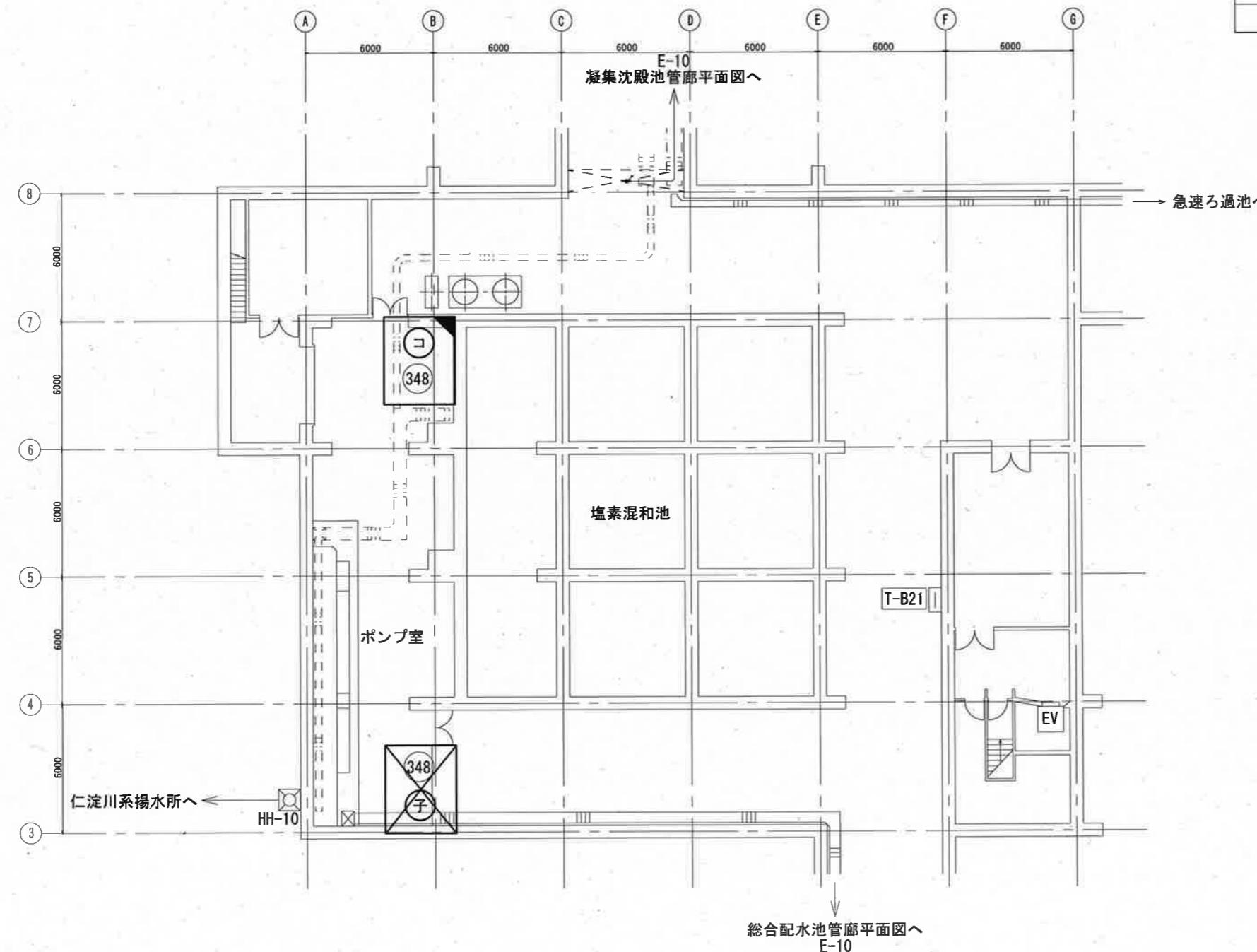
課長	課長補佐	係長	調査	設計
令和6年度				
E-04				
針木浄水場構内交換設備更新工事				
構内交換設備系統図				
高知市上下水道局浄水課				

E-04

NON

機器名称一覧表

内線	記号	名 称	備 考
(348)	(コ)	一般コードレス電話機(親機)	単独電話機へ更新
(348)	(子)	一般コードレス電話機(子機)	撤去
		端子盤	既 設



管理本館 地下2階平面図

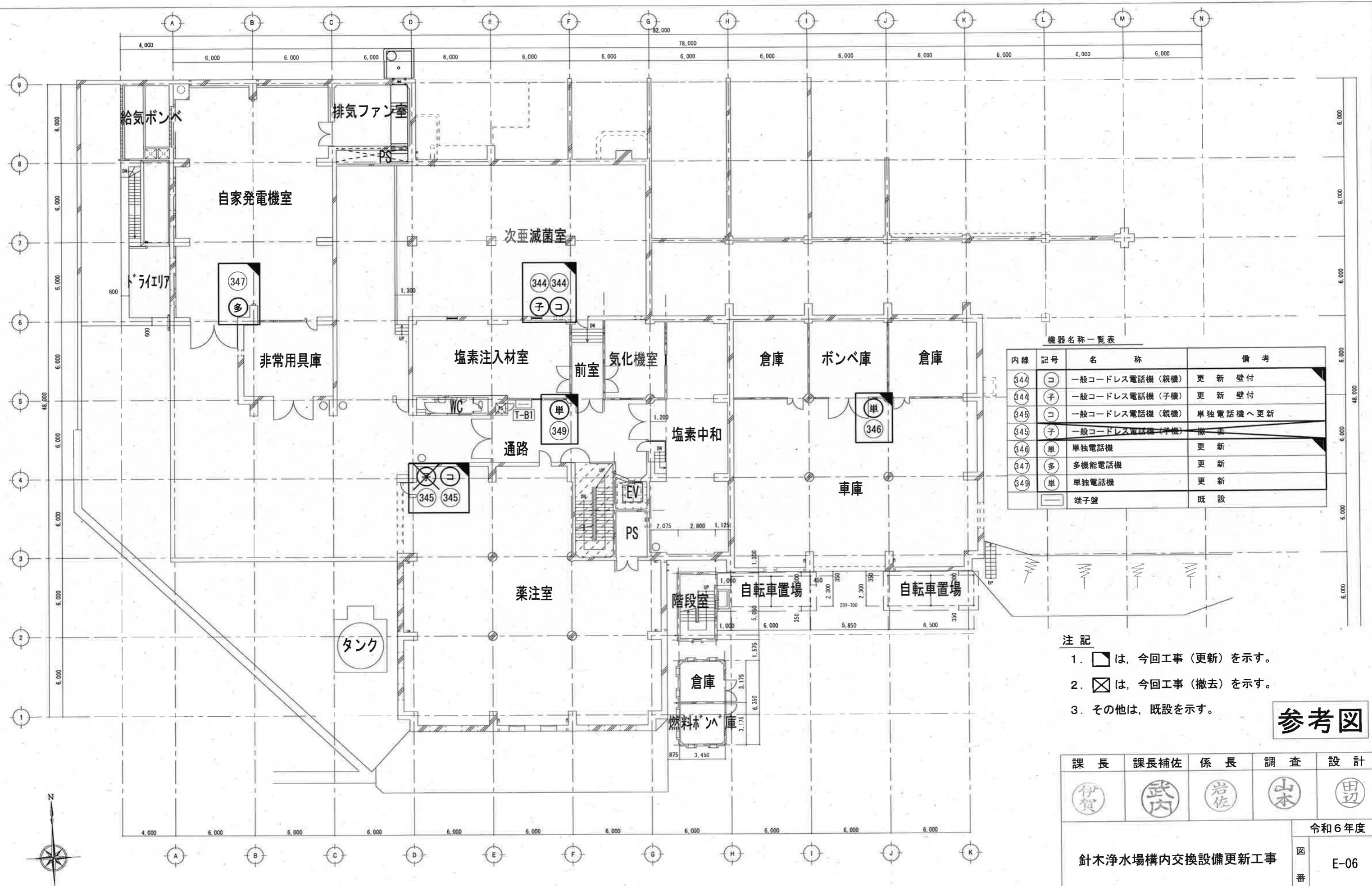
(S=1/250)

注 記

- は、今回工事（更新）を示す。
- ☒は、今回工事（撤去）を示す。
- その他は既設を示す。

参考図

課 長	課長補佐	係 長	調 査	設 計
伊賀	武内	岩佐	山本	田辺
令和6年度				
針木浄水場構内交換設備更新工事				E-05
図 番				
縮 尺				1/250
管理本館 地下2階平面図				
高知市上下水道局浄水課				

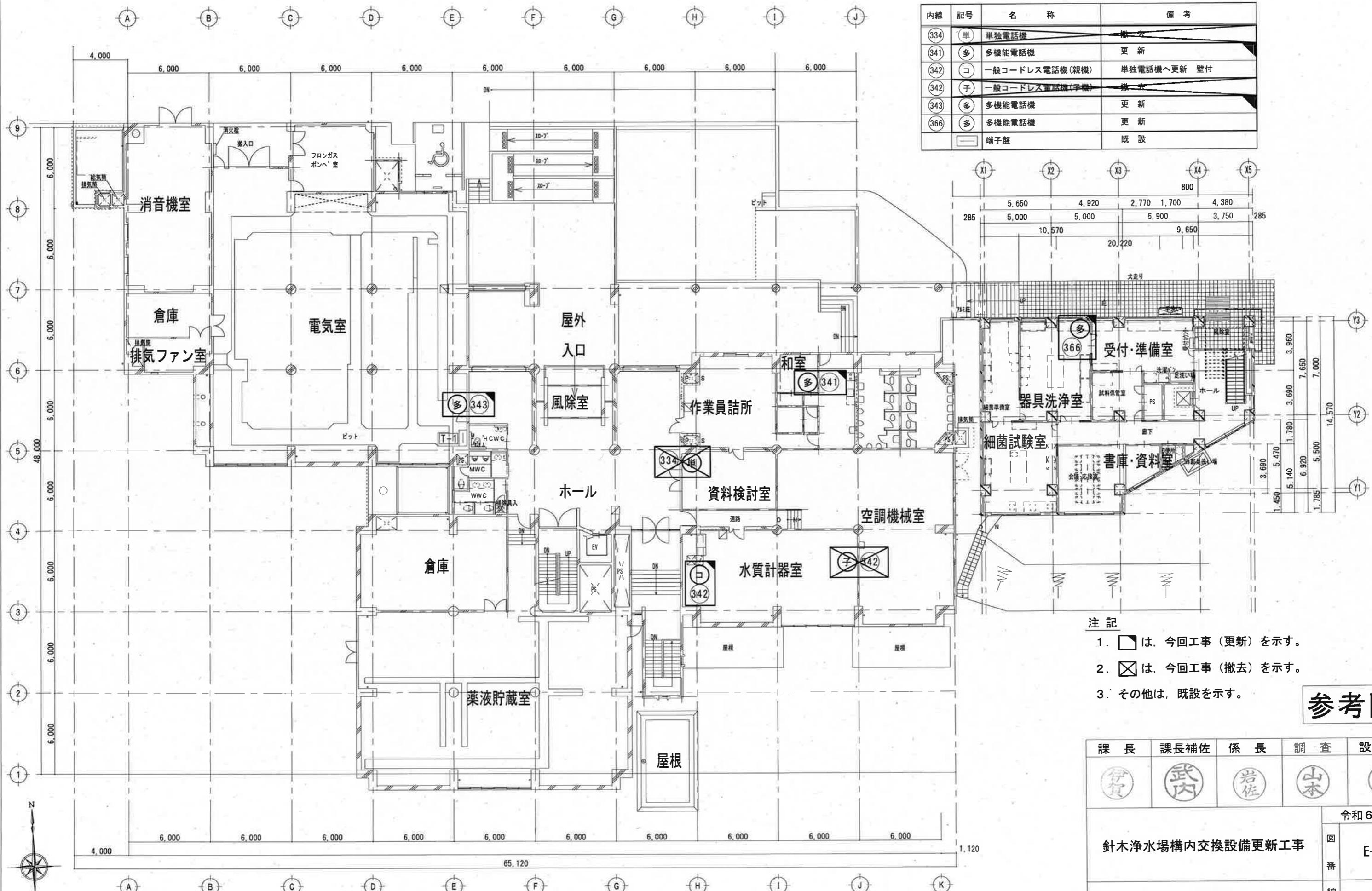


参考図

課長	課長補佐	係長	調査	設計
伊賀	武内	岩佐	中木	田辺
令和6年度				
針木浄水場構内交換設備更新工事				E-06
図番	縮尺	1/250		
管理本館 地下1階平面図				
高知市上下水道局浄水課				

機器名称一覧表

内線	記号	名 称	備 考
334	単	単独電話機	撤去
341	多	多機能電話機	更新
342	コ	一般コードレス電話機(親機)	単独電話機へ更新 壁付
342	子	一般コードレス電話機(子機)	撤去
343	多	多機能電話機	更新
366	多	多機能電話機	更新
		端子盤	既 設

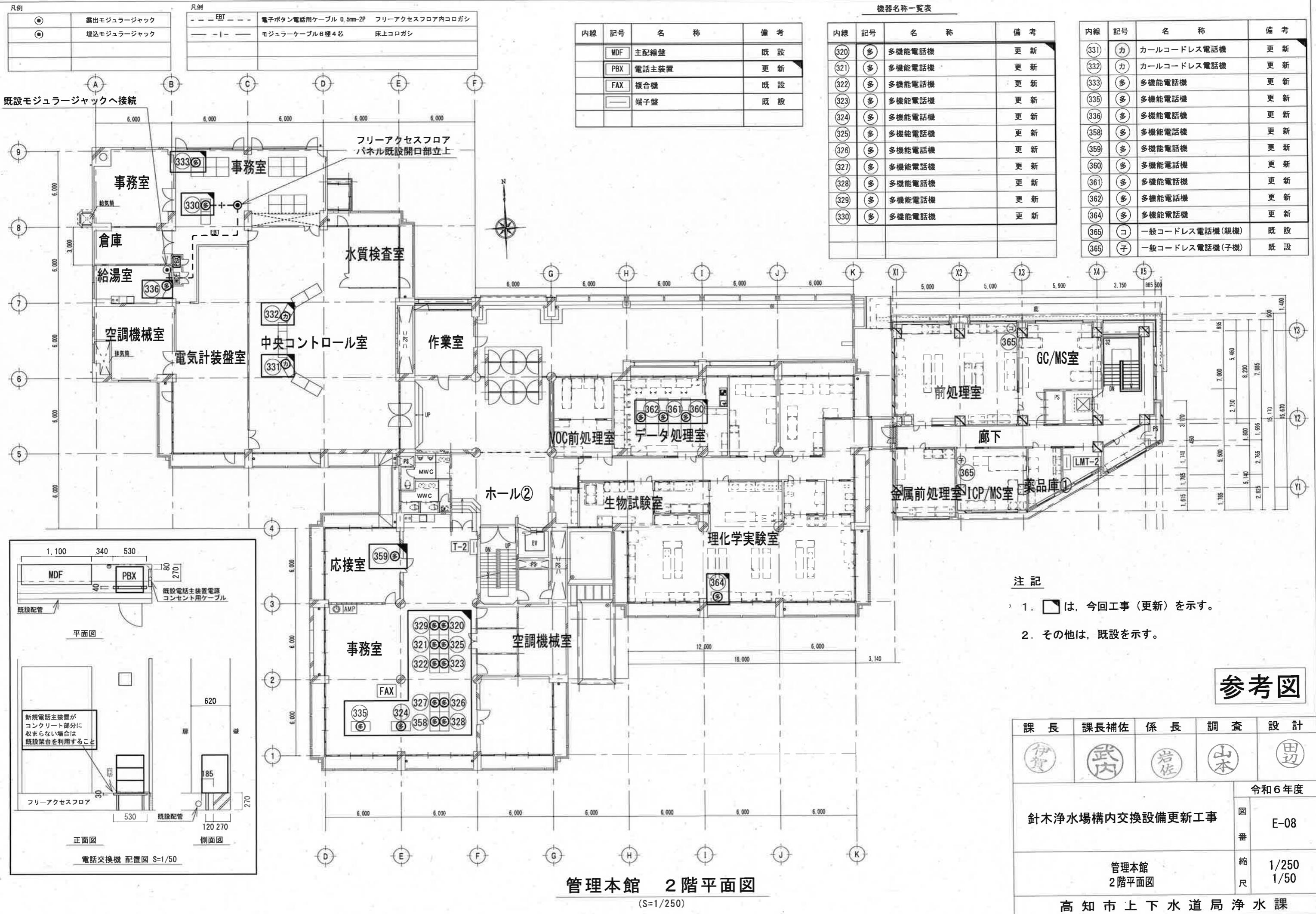


管理本館 1階平面図

(S=1/250)

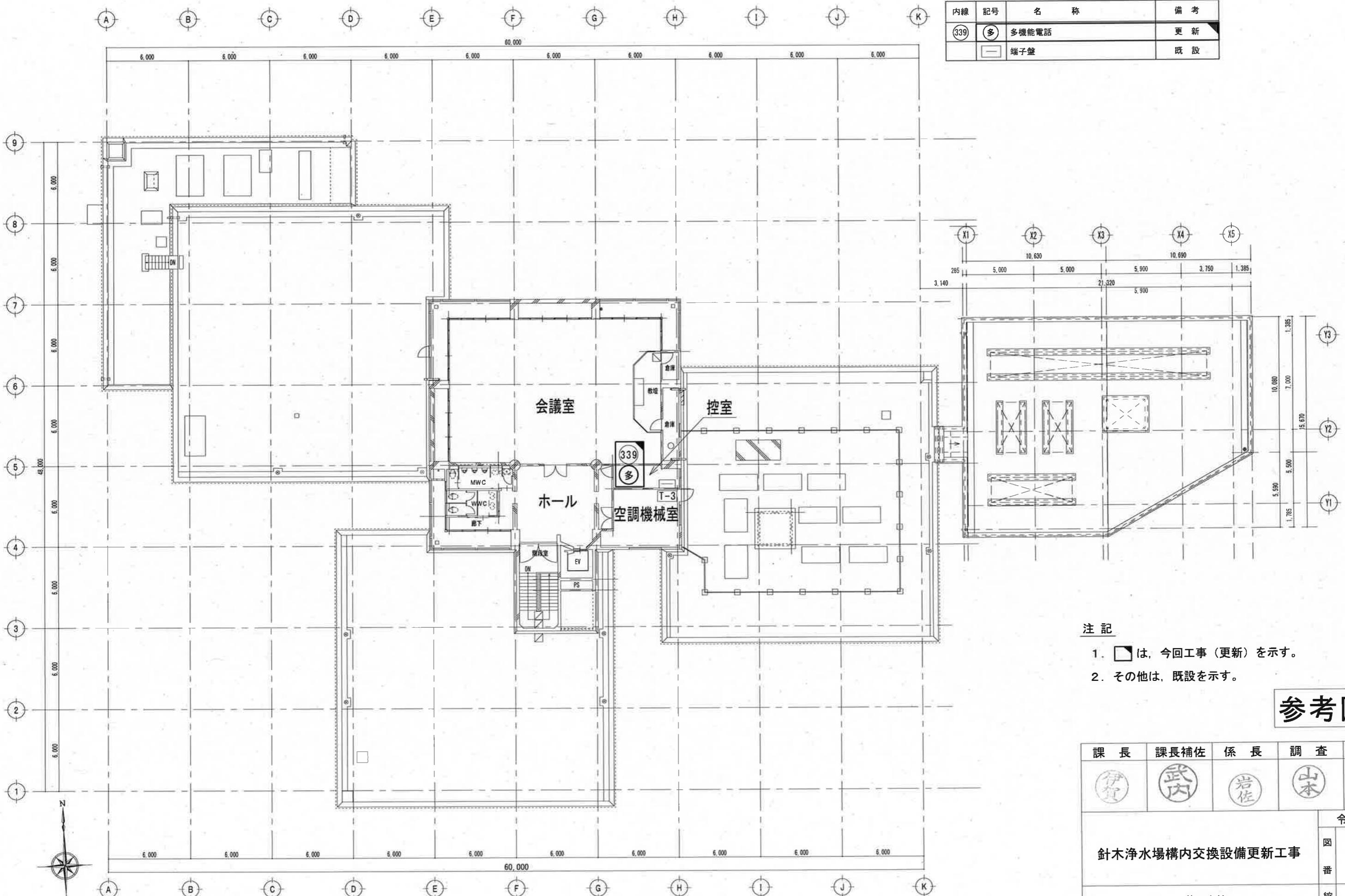
参考図

課 長	課長補佐	係 長	調 査	設 計
行賀	武内	岩佐	山本	田辺
令和6年度				
針木浄水場構内交換設備更新工事				E-07
図 番				
縮 尺				1/250
管理本館 1階平面図				
高知市上下水道局浄水課				



機器名称一覧表

内線	記号	名 称	備 考
(339)	多	多機能電話	更新
	—	端子盤	既設



管理本館 3階平面図

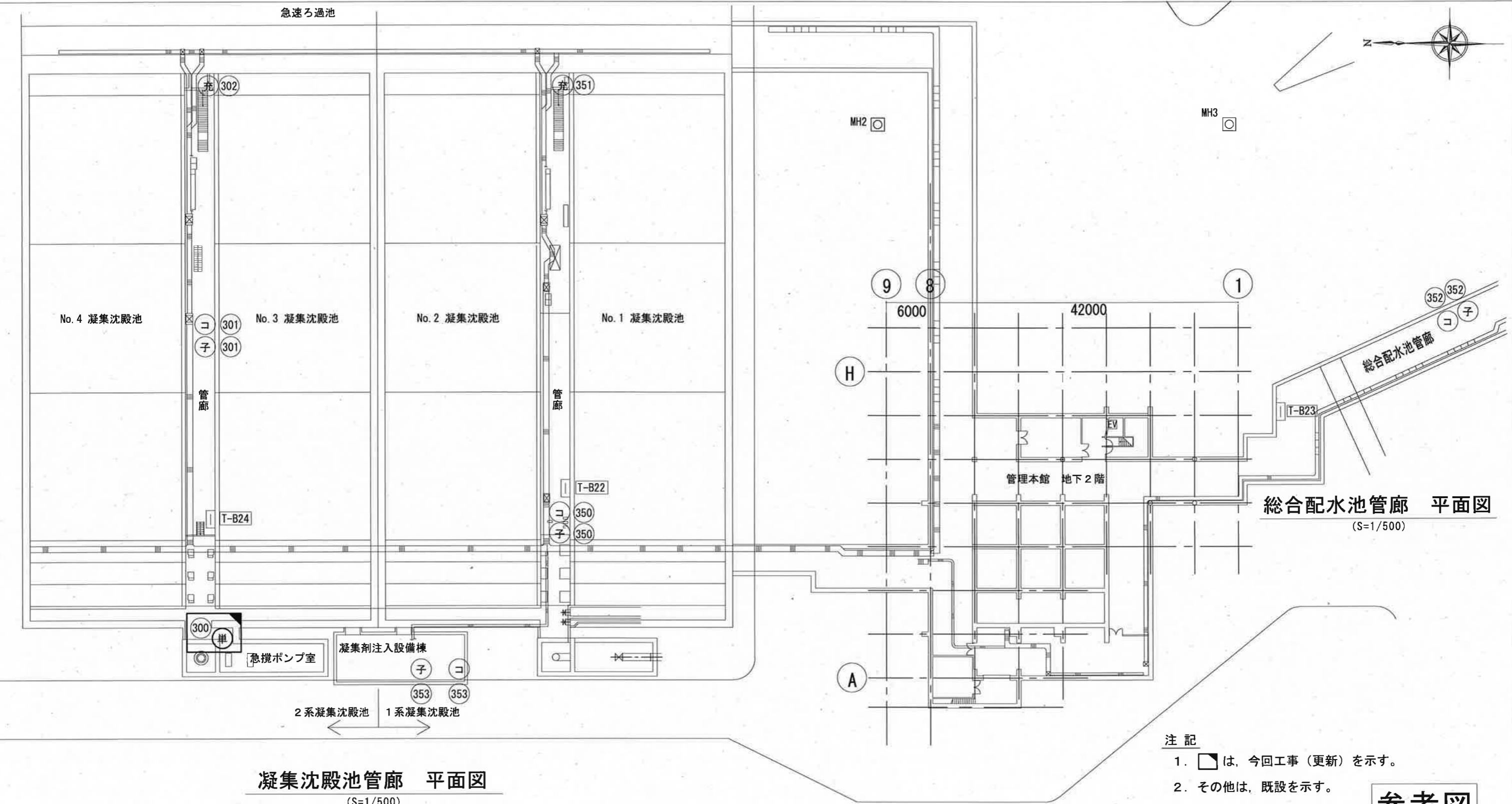
(S=1/250)

注記

- は、今回工事（更新）を示す。
- その他は、既設を示す。

参考図

課 長	課長補佐	係 長	調 査	設 計
伊賀	武内	岩佐	山本	田辺
令和6年度				
針木浄水場構内交換設備更新工事				E-09
管理本館 3階平面図				1/250
高知市上下水道局净水課				



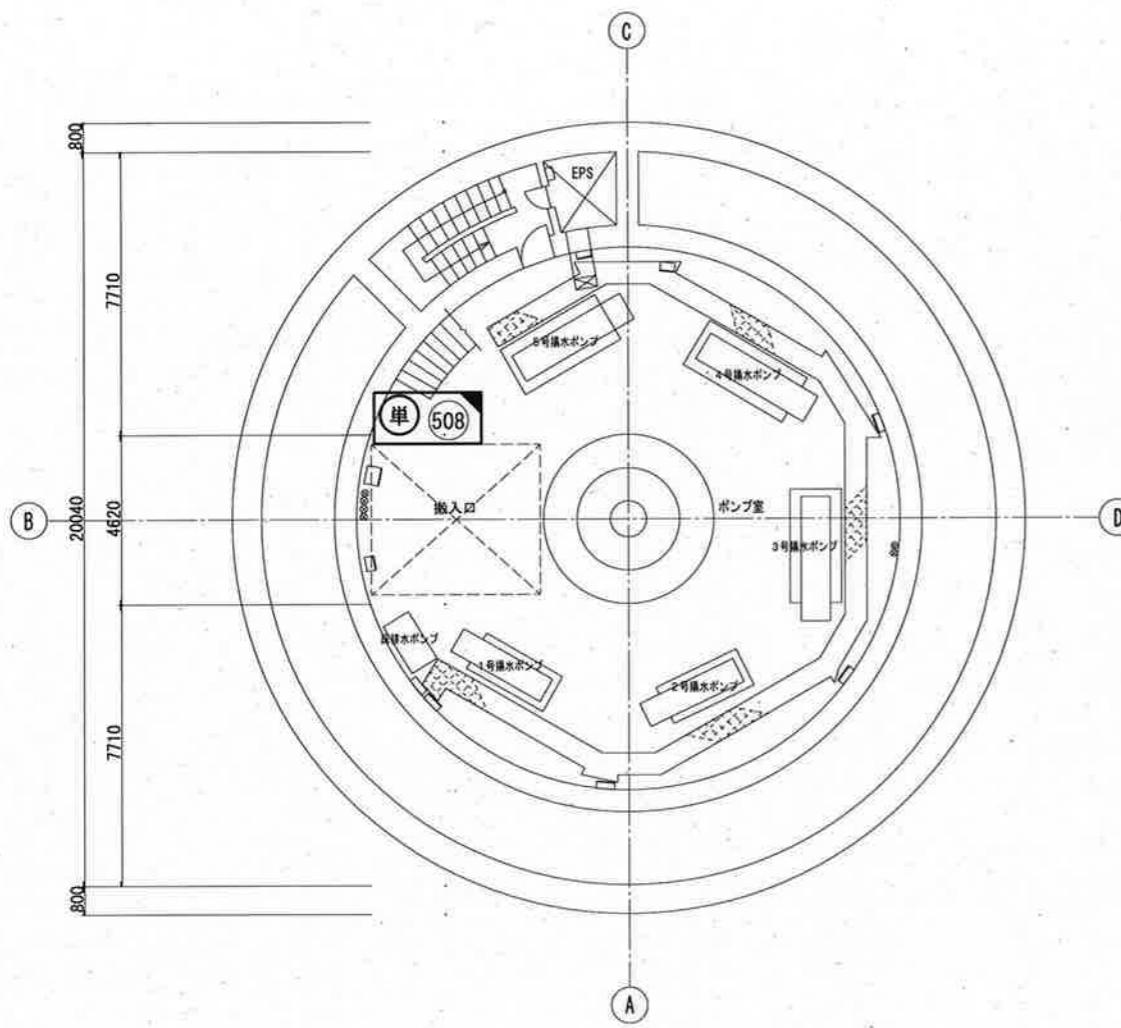
参考図

機器名称一覧表

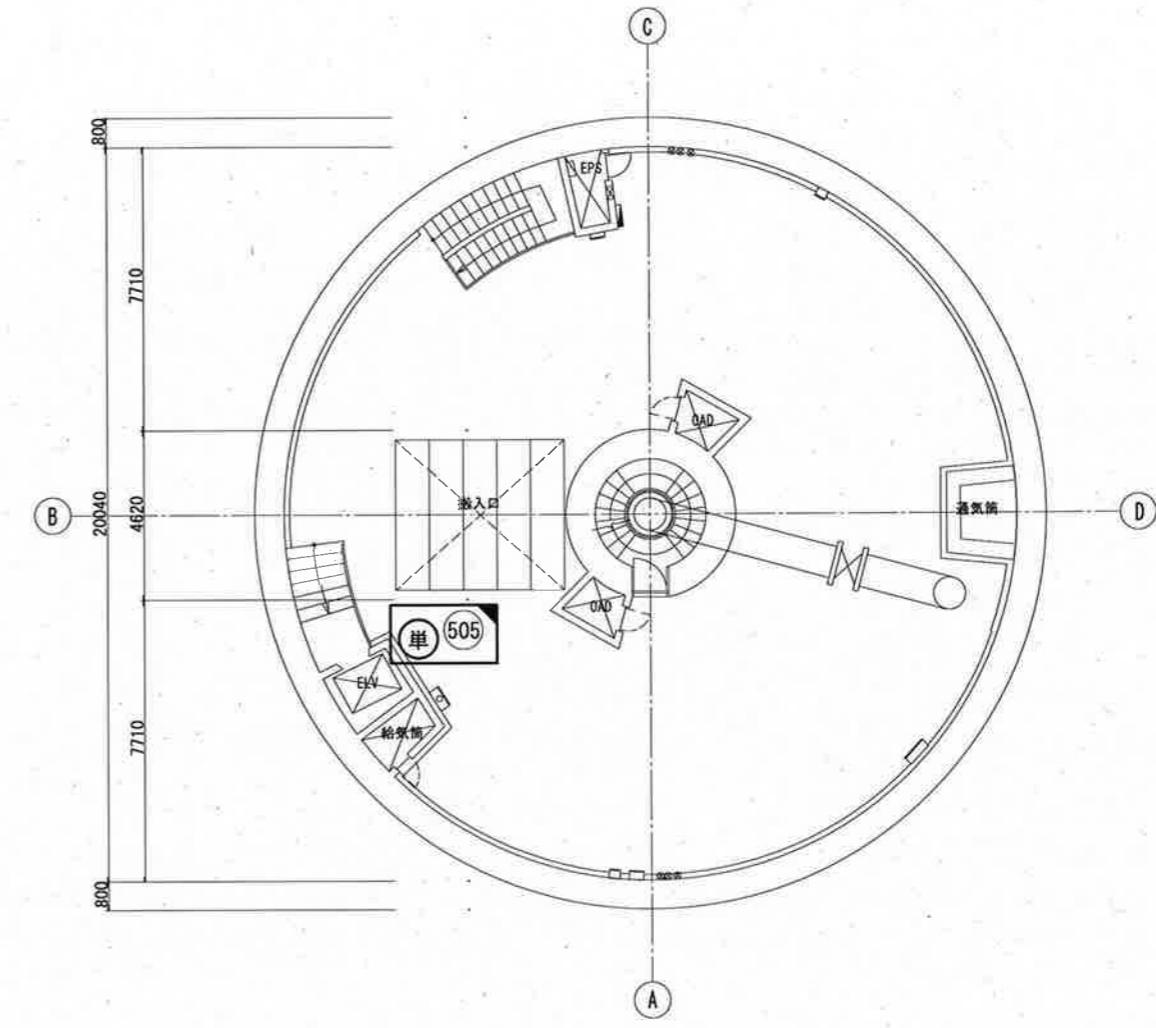
内線	記号	名 称	備 考
300	単	単独電話機	更新 壁付
301	コ	一般コードレス電話機(親機)	既 設
301	子	一般コードレス電話機(子機)	"
302	充	一般コードレス電話機(充電台親機)	"
350	コ	一般コードレス電話機(親機)	"
350	子	一般コードレス電話機(子機)	"

内線	記号	名 称	備 考
351	充	一般コードレス電話機(充電台親機)	既 設
352	コ	一般コードレス電話機(親機)	"
352	子	一般コードレス電話機(子機)	"
353	コ	一般コードレス電話機(親機)	"
353	子	一般コードレス電話機(子機)	"
		端子盤	"

課 長	課長補佐	係 長	調 査	設 計
伊賀	武内	岩佐	山本	田辺
令和6年度				
針木浄水場構内交換設備更新工事				E-10
凝集沈殿池管廊、総合配水池管廊 平面図				縮 尺 1/500
高知市上下水道局浄水課				



地下 8 階 (ポンプ室) 平面図
(S=1:200)



地下 5 階 (配管室) 平面図
(S=1:200)

機器名称一覧表

内線	記号	名 称	備 考
508	単	単独電話機	更新 壁付

機器名称一覧表

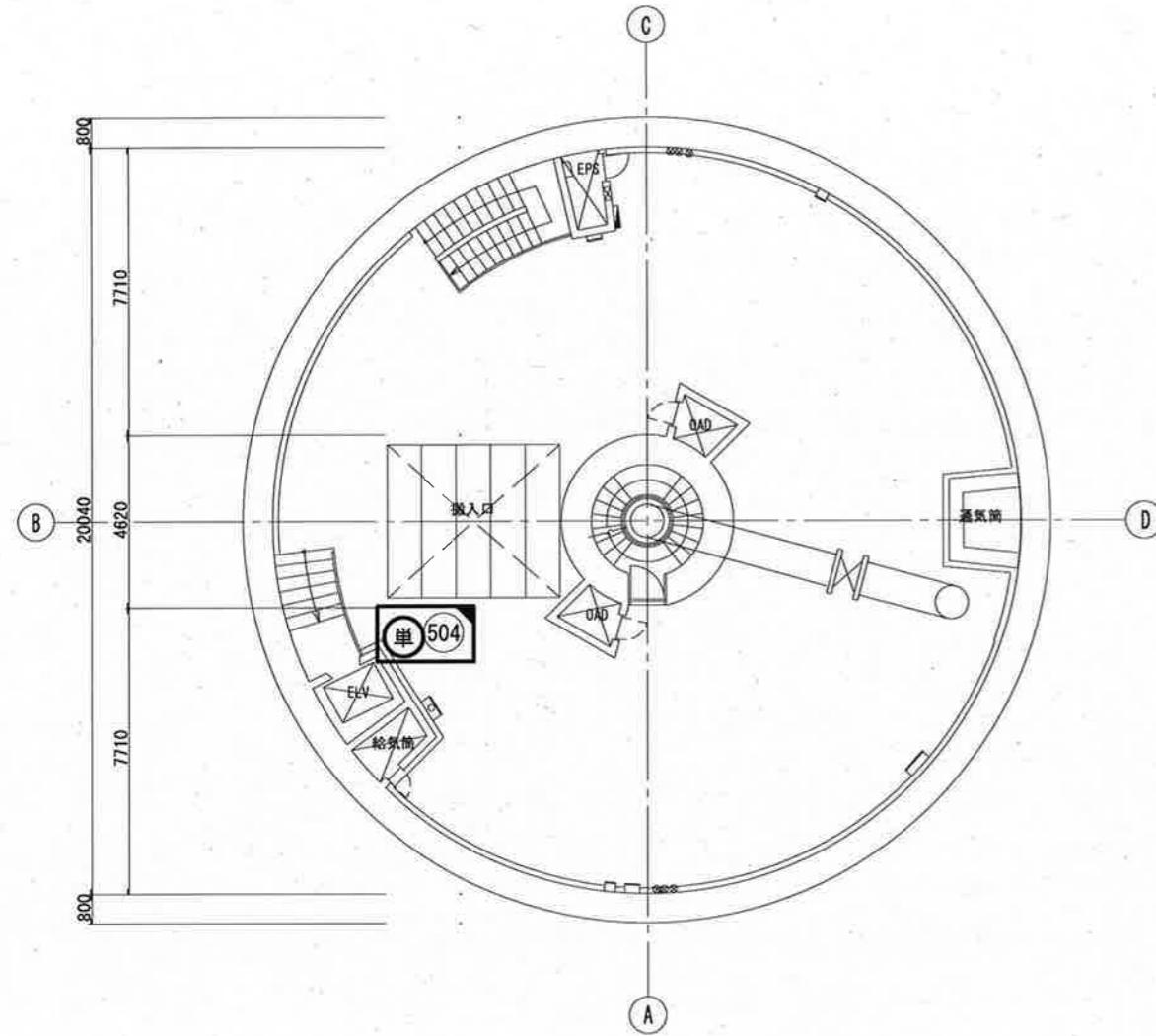
内線	記号	名 称	備 考
505	単	単独電話機	更新 壁付

注 記

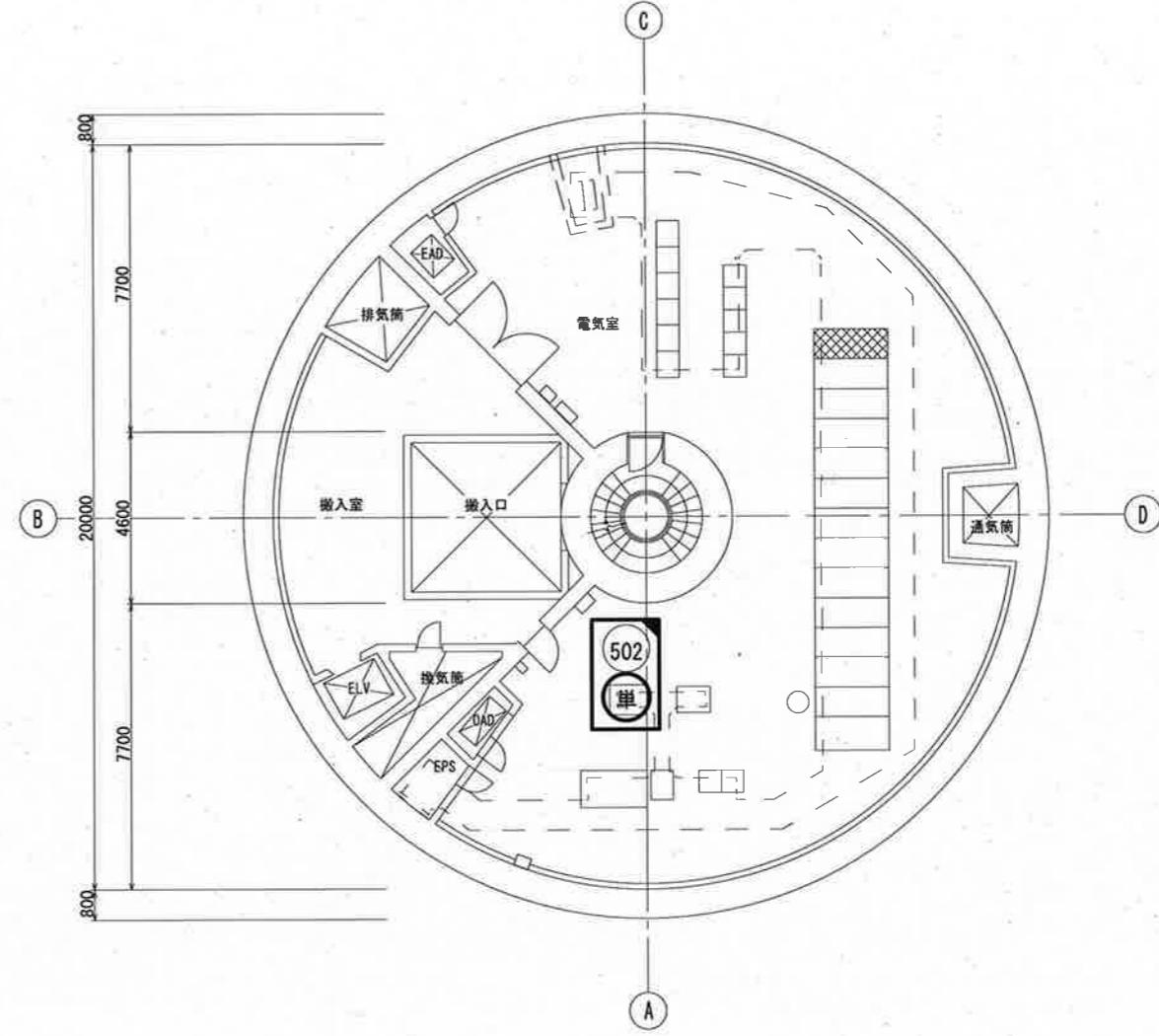
- は、今回工事（更新）を示す。
- その他は、既設を示す。

参考図

課 長	課長補佐	係 長	調 査	設 計
伊賀	武内	岩佐	山本	田辺
令和 6 年度				
針木浄水場構内交換設備更新工事				E-11
仁淀川系揚水所 地下 8 階平面図 地下 5 階平面図				1/200
高知市上下水道局浄水課				



地下 4 階（流量調整弁室）平面図
(S=1:200)



地下 2 階（電気室）平面図
(S=1:200)

機器名称一覧表

内線	記号	名 称	備 考
504	単	単独電話機	更新 壁付

機器名称一覧表

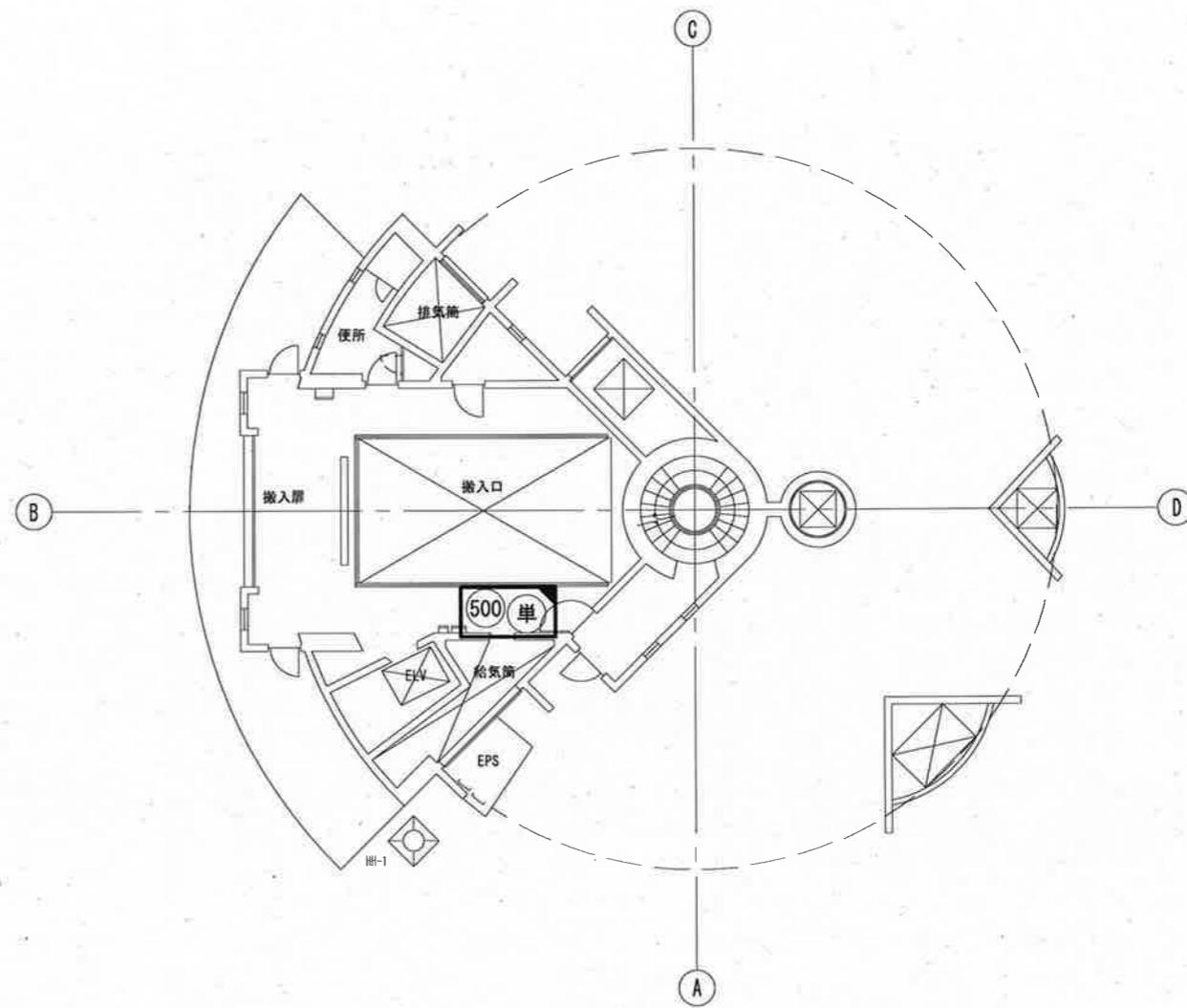
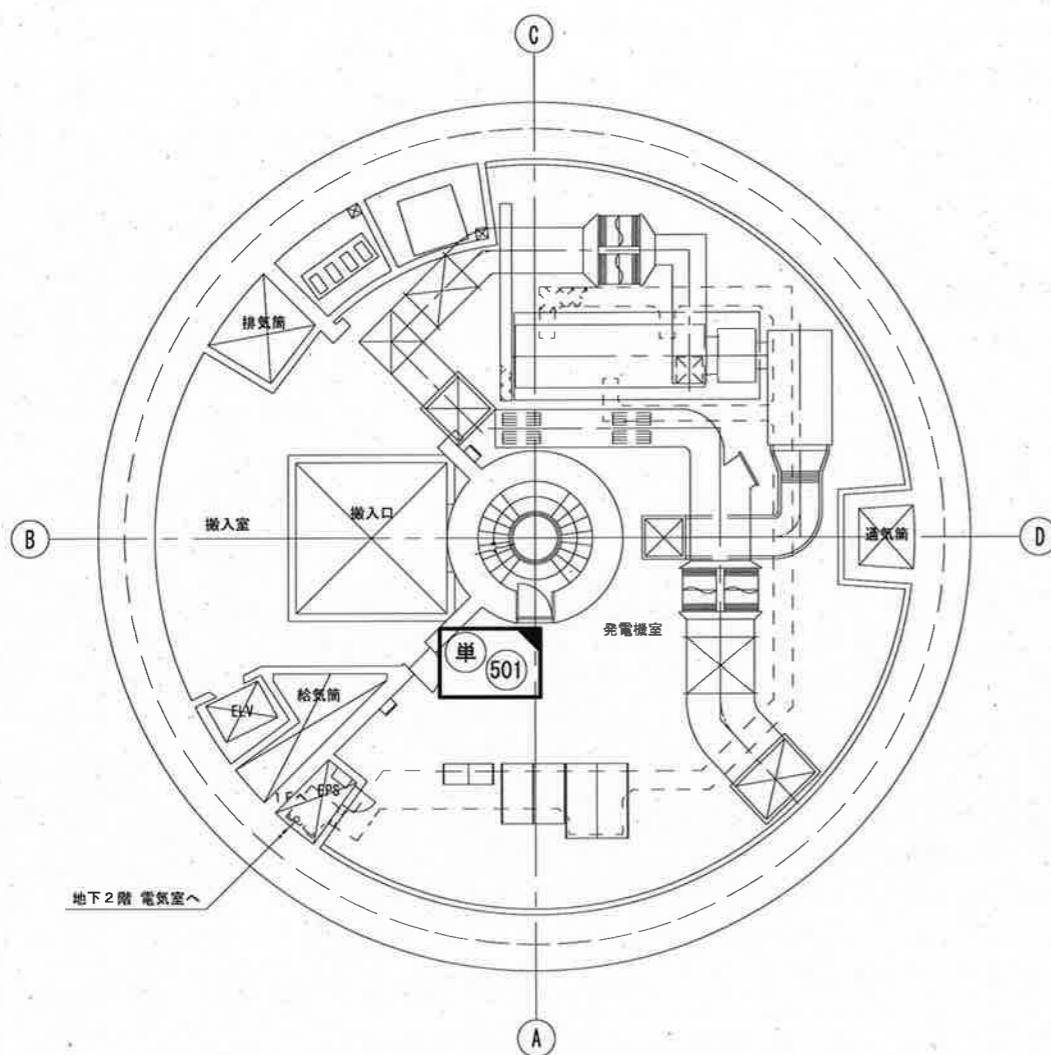
内線	記号	名 称	備 考
502	単	単独電話機	更新

注 記

- は、今回工事（更新）を示す。
- その他は、既設を示す。

参考図

課 長	課長補佐	係 長	調 査	設 計
伊賀	武内	岩佐	山本	田辺
令和 6 年度				
針木浄水場構内交換設備更新工事				E-12
仁淀川系揚水所 地下 4 階平面図 地下 2 階平面図				1/200 縮 尺
高知市上下水道局浄水課				



地下1階(発電機室)平面図
(S=1:200)

1階(搬入室)平面図
(S=1:200)

機器名称一覧表

内線	記号	名 称	備 考
501	単	単独電話機	更新壁付

機器名称一覧表

内線	記号	名 称	備 考
500	単	単独電話機	更新壁付

注記

- は、今回工事(更新)を示す。
- その他は、既設を示す。

参考図

課長	課長補佐	係長	調査	設計
伊賀	武内	岩佐	山本	田辺
令和6年度				
針木浄水場構内交換設備更新工事				E-13
仁淀川系揚水所 地下1階平面図 1階平面図				縮尺 1/200
高知市上下水道局浄水課				